

個人情報保護法概要

【はじめに】

現在医療従事者には「守秘義務」や様々な「法定規」があり、なぜ今『個人情報保護』がこれほどまでに取りざたされているのかと思われている方も多いと思います。しかし今までは個人の「良心」や一般的な「モラル」といったもので守られていた『個人情報』が、今後は「法律」や「法規」で守られるようになったのです。

【個人情報の定義】

1、『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、そのほかの記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することが出来、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む）をいう。

2、『個人に関する情報』は氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書きなどの属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物などによって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わない。

【個人情報保護法で義務付けられていること】

1、利用目的の特定、利用目的による制限

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的を出来る限り特定しなければならず、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

2、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知など

個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知または公表しなければならず、偽りや他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。また、本人から直接書面で取得する場合はあらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

3、正確性の確保

利用目的に必要な範囲で個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

4、安全管理措置

個人データの漏洩や減失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、従事者に対し必要、かつ適切な監督を行わなければならない。

5、第三者提供の制限

あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはならない。委託の場合や、一定事項の通知などを行い特定のものと共同利用する場合などは第三者提供とはみなされない。

【個人情報保護法は難しくない】

『個人情報保護法』は個人から得た医療個人情報は、その人の診療などの健康に還元する範囲で、かつ、それに関わる医療従事者で使われる限り、これまでと同じルールで行うことを認め、これを越える場合は「原則としての個人の同意」か「相応の理由」を要する。と考えることができます。情報取得段階で「必要性」を考え、情報共有段階で「範囲」を考え、情報破棄段階で「方法」を考えることが必要なのだといえます。個人個人が情報を集めることがリスクに繋がる」という考えの下にどれだけ配慮するのが重要なのです。

【参考資料】

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン

厚生労働省